

中災防発総務第461号

平成25年12月5日

会 員 各 位

中央労働災害防止協会

理事長 関澤 秀哲

平成25年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力のお願について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別の御指導・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく雇入れ時等教育、職長等教育、特別教育等（以下「法定教育」という。）の実施や就業制限業務に係る資格取得を促進するため、平成25年度から、新たに「安全衛生教育促進運動」を主唱することといたしました。

当協会としましては、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成3年1月21日付け基発第39号）や第12次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、厚生労働省や都道府県労働局の指導・援助を受けながら、本年度は、別添の「平成25年度安全衛生教育促進運動実施要領」に基づき、平成26年1月1日から4月30日までを実施期間として、

「正しい知識で 安全作業を！」

の標語の下、本運動を広く展開していくこととしております。

つきましては、本運動の趣旨等を御理解いただき、貴団体傘下の会員等に対する周知など格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本運動の周知を図るための別添のリーフレットを制作し、送付させていただきますので、御活用くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

連絡先：総務部広報課

TEL 03-3452-6449

FAX 03-3452-9225

E-mail: koho@iisha.or.jp

平成 25 年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

我が国の労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続して増加しており、平成25年上半期の死傷者数は減少の兆しはあるものの、業種によっては前年と比較して増加しており、予断を許さない状況である。

一方、健康面では、依然として、労働者のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が深刻な状況であるとともに、腰痛や有機溶剤等の化学物質による健康障害が発生するなど、課題も多い。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、安全衛生管理体制の充実や、リスクアセスメントや安全衛生教育等の安全衛生活動の強化が求められている。

中でも安全衛生教育（以下「教育」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、特に労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務に係る特別教育等（以下「法定教育」という。）や就業制限業務に係る資格取得は、確実な実施が必要である。

また、年度末から年度初めには、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、法定教育等の対象となる者が多くなることから、これに向けて年明けから、各事業場において、法定教育等の重要性を改めて認識し、必要な準備を行い、必要な教育を確実に実施していくことが、極めて重要である。

こうした状況を踏まえ、特に法定教育等の実施を促進するため、本年度から新たに「安全衛生教育促進運動」を提唱することとし、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成3年1月21日付け基発第39号）や第12次労働災害防止計画の趣旨に鑑み、厚生労働省や都道府県労働局の指導・援助を受けながら、本年度は、

「正しい知識で 安全作業を！」
を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成26年1月1日から平成26年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 安全作業を！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 実施者

各事業場

6 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、インターネット等を通じたの広報
- (2) リーフレット等の制作及び配布
- (3) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (4) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (5) 教育に関する事業場に対する支援・協力

7 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の教育実施計画の作成、これに基づく教育の計画的な実施
- (2) 教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイトを含む。）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - エ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等
- (5) 教育の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による教育実施の促進